

顧問契約をご希望の方へ

横浜市中区鷺山61-3
大高社会保険労務士事務所

大高勝

045-663-3526

mail: info@sharou-si.com

ご挨拶

- この度は数ある中から当事務所にご興味を持っていただき誠にありがとうございます。
- 当事務所では主に少人数の事業所様に向けた労務顧問を中心としたサービスを提供させていただいております。
- それに加えて労務診断サービスを行っているので、普段の指導にも労務診断の知識を生かした労務指導を行っており、組織を強くするのに一役買っております。(ある程度人数がいる場合)
- 当事務所では創業間もない期間では、まず稼げる会社作りに専念していただくことが重要と考えます。そのための体制作りとしてまずは、法定帳簿を確実につけると言った簡単なことからはじめ、法令に則した労務管理(労使協定等)を行うことにより、働きやすさを実感していただき社員の定着率向上、作業効率の向上、企業業績の向上の3つの向上をサポート致します。

顧問契約1

エコノミーコース

- **エコノミーコースの内容**
- 通常起こる労務問題に対して決して法律一辺倒ではない、実際に使える回答を致します。
- 手続きは別途料金で承ります。
- 例
- 雇用保険被保険者資格取得届 ￥3,000—
- 健康保険・厚生年金被保険者資格取得届 ￥3,000—
など業界最安水準(価格はすべて税抜き)
- **主な対象者**
- 会社運営に不安があり社労士と契約したいがなるべく節約したい方
- 手続きは自社でできるので相談相手がほしい方など

顧問契約2

ベーシックコース

ベーシックコースの内容

エコノミーコースに加えて手続きを定額で行います。

料金の設定はたとえば人数が4人までの場合1年間に入社1名、退社1名の場合ベーシックコースの方が少しお得になります。各人数区分毎に大まかにその程度に設定されています。

例: 4名までの区分で入退社各1名の場合

エコノミーコース基本料 ¥5,000- × 12ヶ月
入社手続き(雇用保険資格取得 ¥3,000-
健康保険資格取得 ¥3,000-)
退社手続き(雇用保険資格喪失 ¥3,000-
雇用保険離職証明書 ¥10,000-
健康保険資格喪失 ¥3,000-)
労働保険年度更新手続き ¥20,000-
社会保険算定基礎届け ¥20,000-

合計 ¥122,000-

他に手続きが発生すればそれ以上の金額となります。

ベーシックコース基本料
¥10,000- × 12ヶ月
手続き料は必要なし
合計 ¥120,000-

顧問契約2

ベーシックコース

- 主な対象者

事業が成長期にあり人数の拡大が見込まれる方
事業の運営に社労士を顧問として有効活用したい方
料金をサブスクリプション方式で支払いたい方

サブスクで支払うことにより手続きが大量に発生した場合でも一定額の支払いに収まります。エコノミーではドンドン増加します。

顧問契約3

スタンダードコース

- ベーシックコースの内容に加えて給与計算を請け負います。
- 給与計算は、ただ計算するだけに見えて実は奥が深く面倒くさい仕事です。しかも間違いは許されず、担当者にとってはストレスが高い仕事といえるでしょう。
- 場合によっては社会保険の手続きをしなければならなかったりすることもあります。担当者の知識がなければ見過ごされてしまい会社や従業員の方にとっては損害を被ることにもなりますし、役所の調査で指摘される事態にも発展します。
- 給与計算を見るとその会社の問題点もある程度判断できます。そのように実はとても重要なお仕事なんです。

料金表

被保険者人数	エコノミー	ベーシック(労働 保険のみ)	ベーシック (労働+社保)	スタンダード
	労務相談	労務相談+手続き		労務相談+手続き+給 与計算
1～4人	5,000円	7,000円	10,000円	15,000円
5～9人	5,000円	8,000円	15,000円	25,000円
10～14人	5,000円	10,000円	20,000円	35,000円
15～19人	8,000円	12,000円	25,000円	45,000円
20～24人	8,000円	14,000円	30,000円	55,000円
25～29人	8,000円	16,000円	33,000円	60,000円
30～34人	10,000円	18,000円	36,000円	65,000円
35～39人	10,000円	20,000円	39,000円	70,000円
40～44人	10,000円	22,500円	42,000円	75,000円
44～49人	10,000円	24,000円	45,000円	80,000円
50人以上	相談により決定			

指導目標

従業員50名までに会社としてやることはこちらです。
これらを実現するためのお手伝いをします。
ちょっと違うなというかたは他の事務所へ

従業員数10人までの5カ条

- 最低限守るべき法令を意識し、誰でもわかる基準を作ること
- 意識を行動に結びつけるため、書面として規定化していくこと
- 必要以上に入り込まない程度に、従業員意識(指向性や希望)をさぐること
- コミュニケーション不足から来る「労使の誤解」を回避すること
- 何でも労務相談が出来る窓口をもつこと、そして、定期的に労務相談(労務カウンセリング)を受ける。

従業員数10名から50名までの5カ条

- 法改正に十分注意し、対応する意識を持つこと
- 就業規則等を整備し従業員の行動規範を示すこと
- 「顧客満足度の向上は従業員満足度の向上から」、を意識し働きやすい職場をつくること
- 中間管理職に対する継続的教育を行うこと
- 経営者及びご担当者様が何でも労務相談が出来る窓口をもち、定期的に労務相談(労務カウンセリング)を受けること！